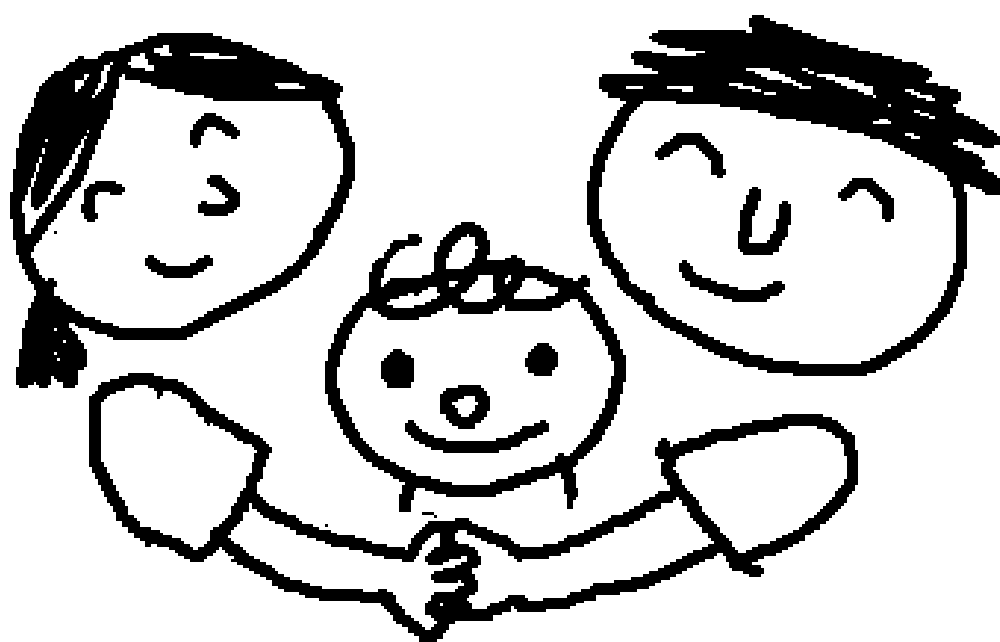


# 次世代育成支援対策 後期行動計画



津和野町

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨及び基本理念	1
2. 計画の性格・期間	2
第2章 子どもを取りまく現状と課題	3
1. 生活環境	3
2. 人口及び人口構造の推移	4
3. 産業人口の推移	6
4. 家庭や地域等児を取り巻く現状と前期計画の検証	8
第3章 計画の展開と取り組み	20
・安心して子育てできる体制・基盤づくり	20
1. 子育てネットワークづくりの構築	20
(1) 子育てをみんなで支える地域づくりの推進	20
(2) 子育て支援サービスの充実	21
(3) 子育ての自主グループの育成	21
(4) 特別な支援を要する子どもや家庭への支援	21
2. 子育てに関する相談・支援の充実	22
(1) 相談支援の充実	22
(2) 保育所の機能充実	23
(3) 子育て支援センターの機能充実	23
(4) 放課後児童の健全育成の充実	23
3. 経済的負担の軽減と雇用労働基盤確立への支援	24
(1) 安心して子育てできる経済的負担の軽減	24
(2) 雇用環境の整備とワークライフバランスの推進	25
・生活・環境基盤の整備	26
1. 子育て家庭への支援	26
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	26
(2) 母子の健康の確保と推進	26
2. 遊び環境の整備・確保	26
3. 地域活動基盤の充実	27
4. 定住対策の取り組み	27
・安心して出産できる環境づくり(妊婦・出産期)	28
1. 親と子どもの健康の確保と増進	28
(1) 妊婦の健康確保の推進	28
(2) 新生児の健康確保の推進	28

2.父性・母性の意識向上と心の健康づくり	29
.安心して子育てのできる環境づくり(乳幼児期)	30
1.乳幼児の健康確保と増進	30
(1) 健康な生活習慣の推進	30
(2) 感染症対策の推進	30
(3) 歯の健康健康	30
(4) 食育の推進	30
2.父性・母性の意識の向上と心の健康づくり	30
.安心して子育てのできる環境づくり(学童・思春期)	32
1.学童・思春期の健康の確保と増進	32
(1) 健康な生活習慣の推進	32
(2) 感染症対策の徹底	32
(3) 学童期・思春期の歯の健康管理	32
(4) 食育の推進	33
2.放課後児童の安全の確保とこころの健康づくり	33
第4章 計画の推進	35

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨及び基本理念

全国的に急速に進行している少子・高齢化の傾向は、わが国の緊急かつ重大な問題であることが広く認識されてきました。この問題は、子ども同士の交流の機会が減少することによる自立性や社会性の減退など、子どもの健やかな成長への影響だけでなく、地域社会の活力低下、労働力人口の減少による経済活力の衰退や社会保障の危機など、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

国は次世代育成支援を重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。しかしながら、平成 17 年の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均)は 1.26 と過去最低となり、総人口も初めて減少に転じました。平成 20 年の合計特殊出生率は 1.37 となっていますが、依然として人口を維持するのに必要とされる 2.08 という数値を大きく下回っている状況です。

津和野町においても、近年急速に少子化が進行しつつあります。こうした中、安心して子どもを育てる環境づくりを進めるとともに、子どもが一人の人間として尊重され、子どもの成長や子育て支援の体制づくりを進めるため、保健・福祉・医療・教育のみならず、住・生活環境等の広い分野での連携を図りながら施策を推進し、21 世紀の少子高齢化社会へ対応できるよう「津和野町次世代育成支援計画」を策定し推進してきました。計画期間の中間期を迎えた今、前期計画の見直しを行い、健康で心豊かな子育てをめざして平成 22 年度から始まる後期計画を策定します。

### 【基本理念】

= 健康で心豊かな子育てをめざして =

「津和野に生まれ育ったことに誇りがもてる町に」

### 【計画の柱】

- ・安心して子育てできる体制・基盤づくり
- ・生活・環境基盤の整備
- ・安心して出産できる環境づくり(妊婦・出産期)
- ・安心して子育てのできる環境づくり(乳幼児期)
- ・安心して子育てのできる環境づくり(学童・思春期)

## 2. 計画の性格・期間

「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）」においては、次世代育成支援に関して、全ての自治体が行動計画を策定することを義務付けています。この計画は、次世代の健全な育成を目指し、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項の規定に基づき、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものです。

次世代育成支援対策推進法では 10 年間を施行期間と定め、行動計画は 5 年を 1 期として策定するものとされており、最初に策定した行動計画（前期計画）は、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間としています。

津和野町では、平成 17 年に前期計画を策定し推進してきました。それを引き継ぐ行動計画（後期計画）は、国の行動計画策定指針に基づき、「子育て家庭に対する支援の充実」、「親子の健康づくり」、「支援が必要な親子への対応の推進」、「仕事と子育ての両立と意識啓発」、「次代を健やかに育む地域環境づくり」、「子どもが安心して遊び、生活できる環境の整備」について前期計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間として策定しています。

## 第2章 子どもを取りまく現状と課題

### 1. 生活環境

本町は、島根県の南西端の中山間部にあり、東部及び北部は益田市、西部は山口県山口市及び萩市、南部を吉賀町に隣接しています。

総面積は 307.09 k m<sup>2</sup>で、東西約 27 k m、南北約 19 k mのやや東西に長い形状です。総面積の 8 割以上が森林で占められ、町の中心を流れる一級河川高津川とその支流に市街地、集落、農地が点在する典型的な中山間地域です。

気候は、内陸的気候で比較的温暖であり、年平均気温は 13.9 度で四季のはっきりした温暖な気候です。冬季の冷え込みは厳しいものがありますが、積雪量は比較的少なく、年間を通じて穏やかな住みやすい気候です。

主な交通網は、国道 9 号と 187 号及び JR 山口線であり、JR 山口線は、山陽新幹線新山口駅及び山陰本線益田駅へ接続し、新幹線利用客も含め観光客の利用に供しています。また、石見空港の利用により大都市圏との移動時間の短縮が図られ、地域間交流が容易となり観光・農業の両面にわたって最大限利用が可能です。

しかし、路線バス等の町内の公共交通機関は乏しく、生活における移動手段は自家用車が中心です。

医療体制については、全国的な医師不足もあり、小児科のある病院は 1 ヲ所あるものの、月・水・金曜日のみに対応でその他は医師がいない状況です。また、出産に町内対応する病院はなく、近隣の市まで出向く必要があります。

医療・保健関連施設の状況

施設数

施設	病院	診療所	歯科診療所
設置数	1	4	3

平成 21 年 10 月現在

#### 【課題】

乳幼児の相談体制、医療体制が不十分である。

乳幼児、児童、思春期にかけて、通園、通学の交通手段、また通学路の安全確保が難しいこと。

出産に対応する相談体制、医療体制が不十分である。

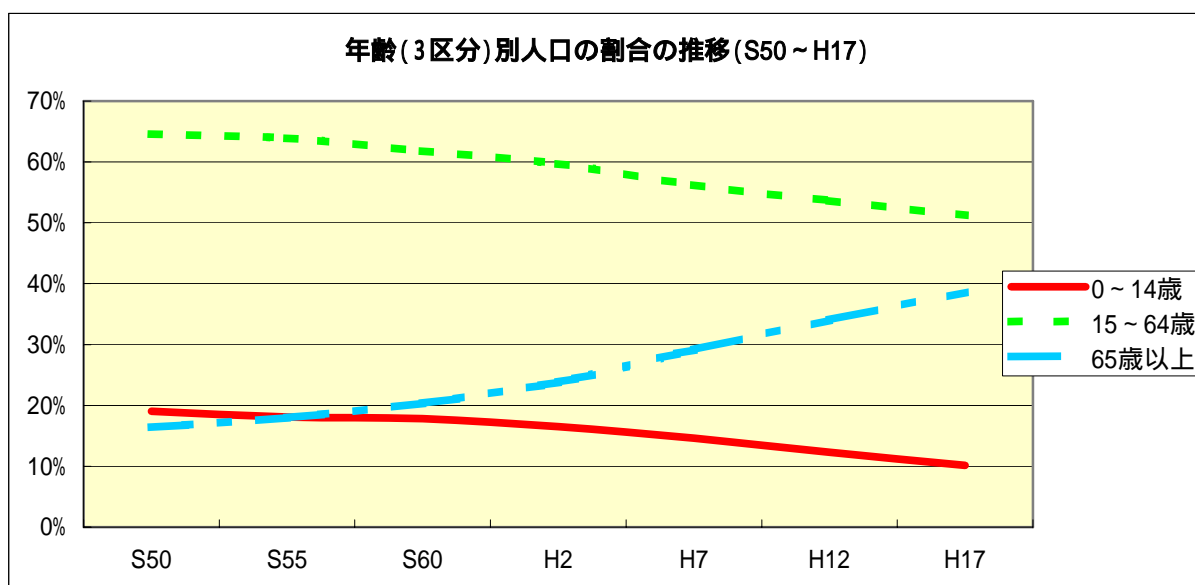
## 2.人口及び人口構造の推移

本町の人口の推移をみると、昭和 60 年以降急速に減少が進み、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）も共に大きく減少しています。一方、老年人口（65 歳以上）については増加しており、平成 17 年の高齢化率は 38.6% と高く高齢化が著しく進んでおり、今後も上昇が予想されます。

### 年齢別比較表

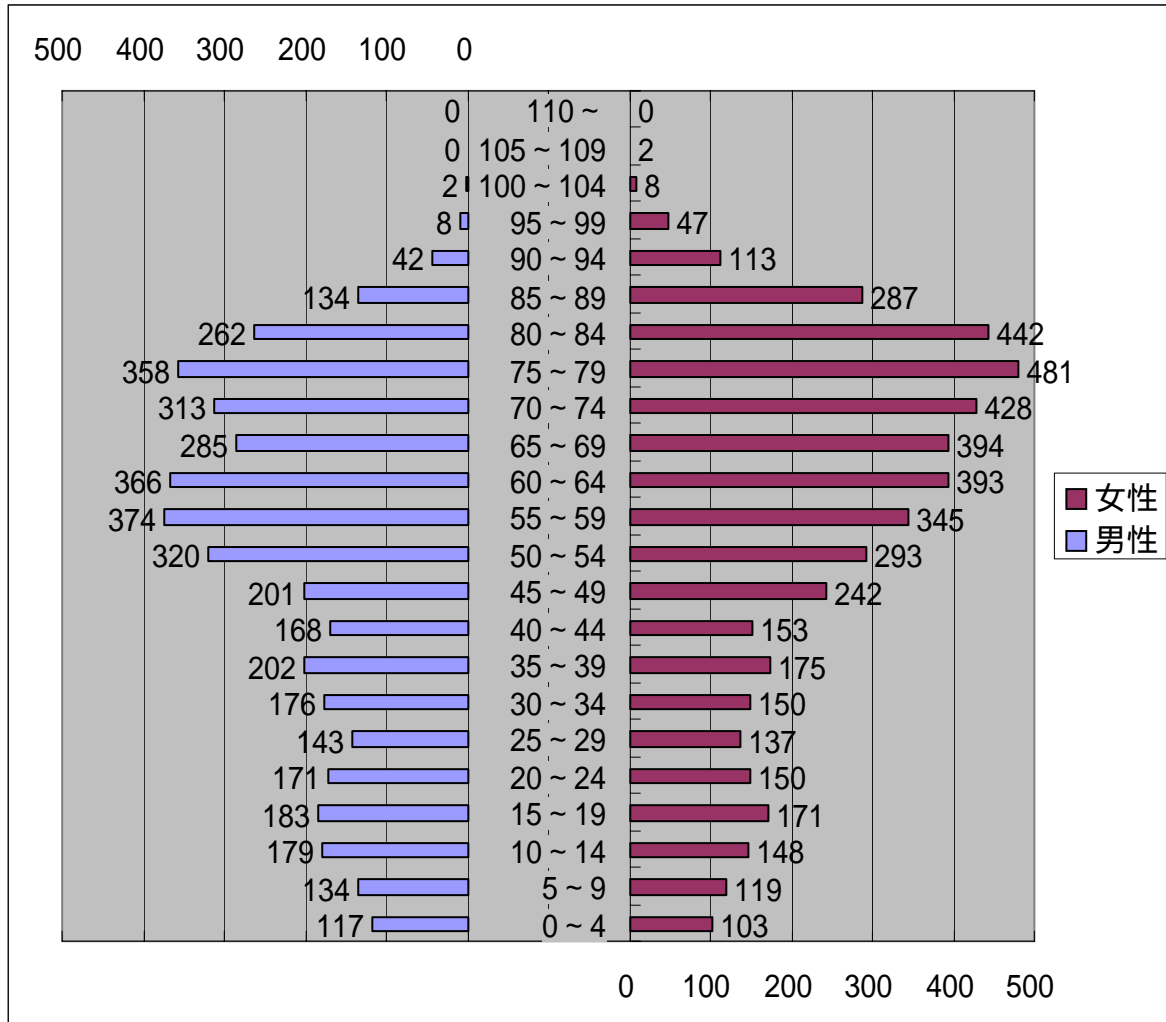
（国勢調査：人・％）

年次	人 口				割 合		
	総数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
S50	13,957	2,654	9,014	2,289	19.0%	64.6%	16.4%
S55	13,423	2,428	8,579	2,416	18.1%	63.9%	18.0%
S60	13,002	2,320	8,035	2,647	17.8%	61.8%	20.4%
H2	12,131	2,001	7,243	2,887	16.5%	59.7%	23.8%
H7	11,389	1,665	6,405	3,319	14.6%	56.2%	29.1%
H12	10,628	1,309	5,701	3,618	12.3%	53.6%	34.0%
H17	9,515	967	4,875	3,673	10.2%	51.2%	38.6%



## 人口（年齢構成）

平成 21 年 10 月現在の年齢別人口は下記のとおり 60 歳から 64 歳人口を底辺に逆ピラミッド型になっており、今後も出生数も増加は見込めず、年少人口（15 歳未満）は減少することが予想されます。



H21 年 9 月末日

## 近年（年度）の出生数の推移

単位（人）

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
出生数	38	47	51	36	46

### 【課題】

人口の減少を食い止めるための定住施策が必要である。

少子高齢化の進行を食い止めるため、出生数の減少を抑え、安心して子どもを産み、育てるための施策が必要である。



### 3. 産業人口の推移

第一次産業である農林業は米作主体で、農家経営は極めて零細で所得も低いため、農業所得への依存度は低下しています。また、第二次産業である建設業、加工業、製造業、第三次産業であるサービス業、小売業等については近年の公共事業の縮小や観光客数の減少に伴い、就労者数は減少しており、今後も減少が見込まれます。

産業別就労人口割合

年次	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
S40	8,978	4,055	1,773	3,150	100.0%	45.2%	19.7%	35.1%
S45	8,579	3,684	1,640	3,255	100.0%	42.9%	19.1%	37.9%
S50	7,743	2,653	1,684	3,387	99.8%	34.3%	21.7%	43.7%
S55	7,589	1,957	2,115	3,510	99.9%	25.8%	27.9%	46.3%
S60	7,089	1,635	2,016	3,437	100.0%	23.1%	28.4%	48.5%
H2	6,445	1,386	1,881	3,178	100.0%	21.5%	29.2%	49.3%
H7	6,154	1,211	1,830	3,113	100.0%	19.7%	29.7%	50.6%
H12	5,328	913	1,400	3,015	100.0%	17.1%	26.3%	56.6%
H17	4,255	446	985	2,824	100.0%	10.5%	23.1%	66.4%

(国勢調査より)

近年の課税所得の推移をみると、平成 18 年は前年度より増加しているものの、19 年以降は年々減少しており、課税総所得についての人口一人当たりの平均金額も年々減少しています。全国的な不況の影響もありますが、就労人口も減少している中、今後所得の増加は予測できない状況にあります。

個人住民税の課税状況

単位：人・千円

年次	総人口	納税義務者数	課税総所得金額	一人当たり所得額
H17	9,966	3,749	8,449	848
H18	9,732	4,222	8,671	891
H19	9,533	4,083	8,228	863
H20	9,308	4,006	7,826	841
H21	9,075	3,870	7,381	813

課税状況調べより

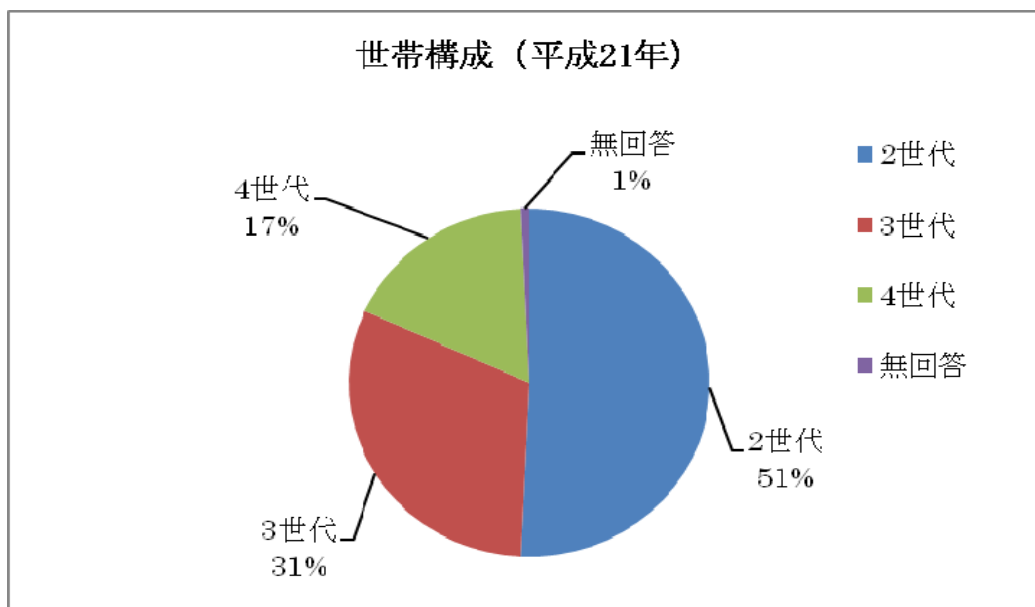
【課題】

全国的にも子どもに対する教育意識が高まっていることにより、家計における教育費の占める割合が増加し、経済的な負担が予測される。

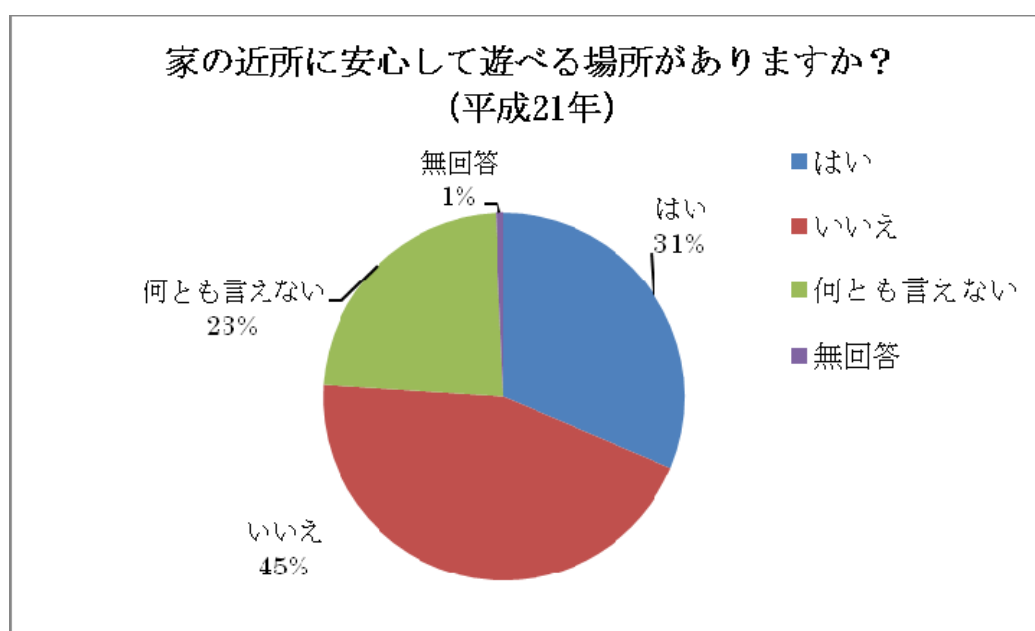
#### 4. 家庭や地域等児を取り巻く現状と前期計画の検証

家庭は社会の基本的な生活単位であり、子どもの教育など多くの機能を持っています。本町では核家族化・少子化が進み、近所に安心して遊べる遊び場も少なく、異世代の交流が少ないのが現状です。また、親の生活リズムの変化による子どもの生活リズムの乱れ（夜更かし・遅起き）や外遊びよりも家でテレビ等を見せて過ごすなどの遊びの変化により、子ども自身の健康にも影響があると懸念されます。

##### 世帯構成

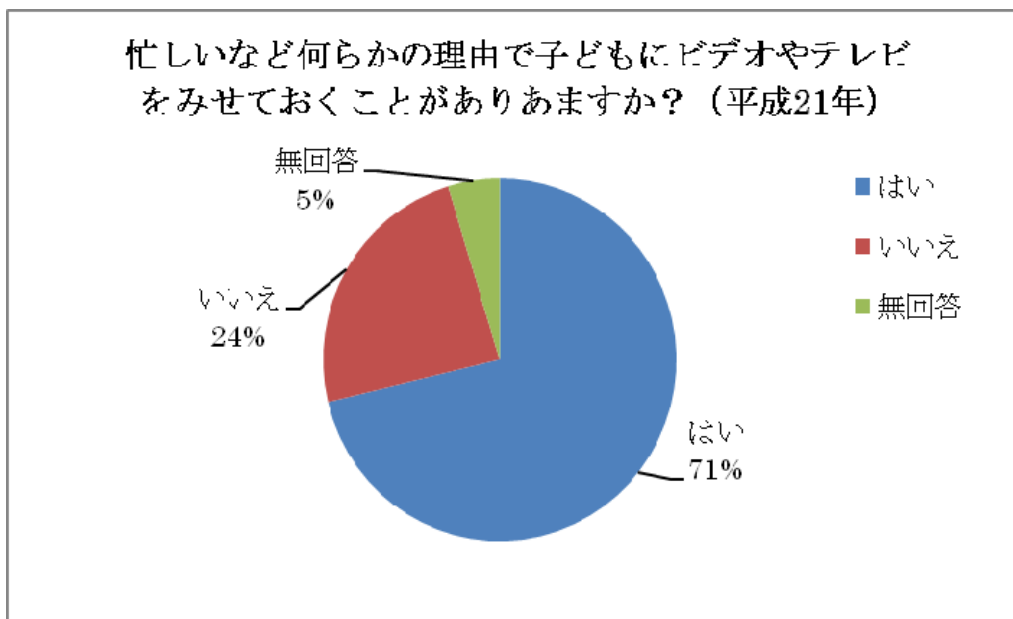


##### 近所の遊び場の有無



次世代アンケートより

## ビデオ・テレビの視聴時間

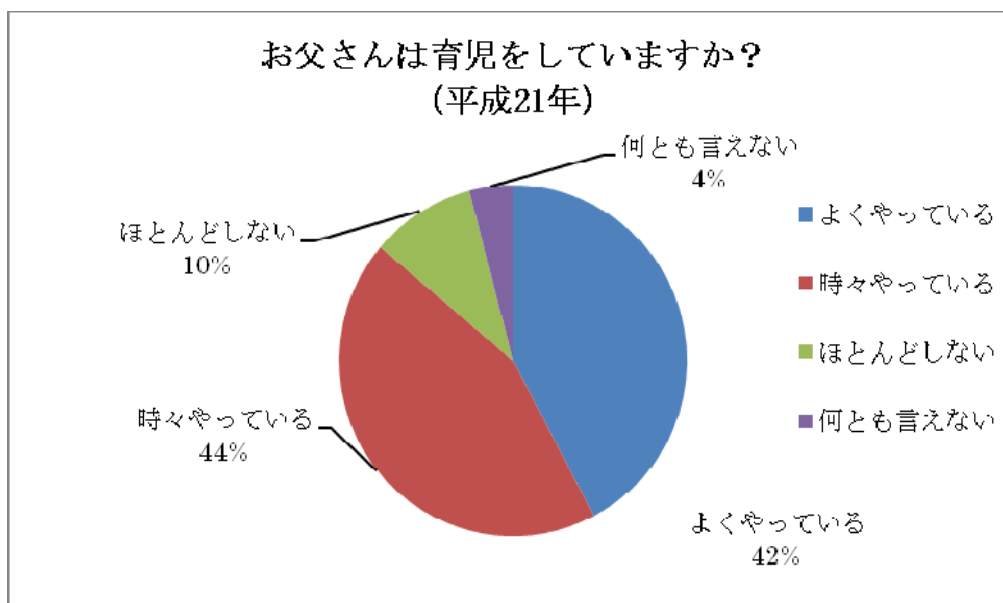


次世代アンケートより

アンケート調査によると、父の育児参加率は42%と協力は得られにくく、母親の育児困難感や心身の不調等も見られています。女性の社会進出に伴い共働きの家庭が増加していることから仕事と家庭の両立支援や身近に相談できる人や場があることがより重要と考えられます。

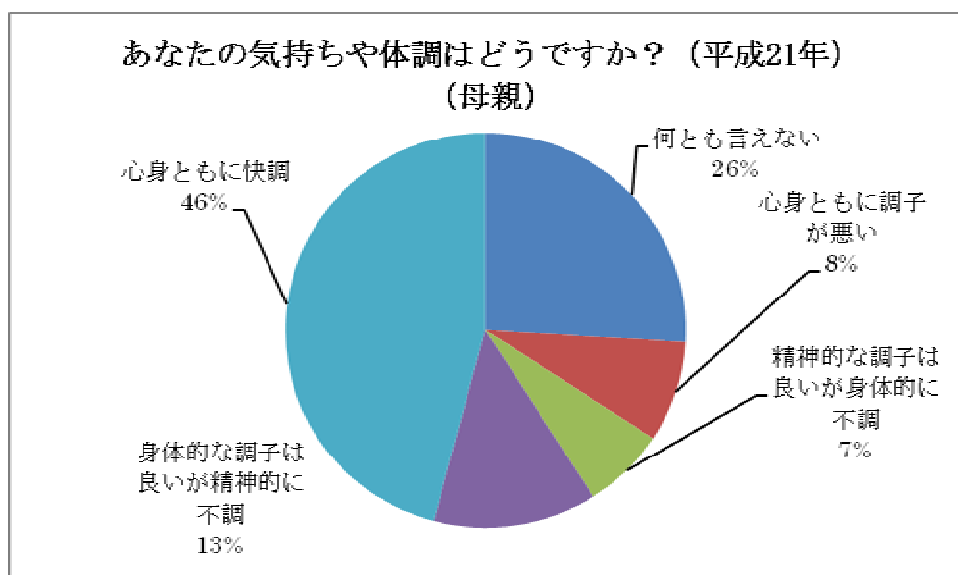
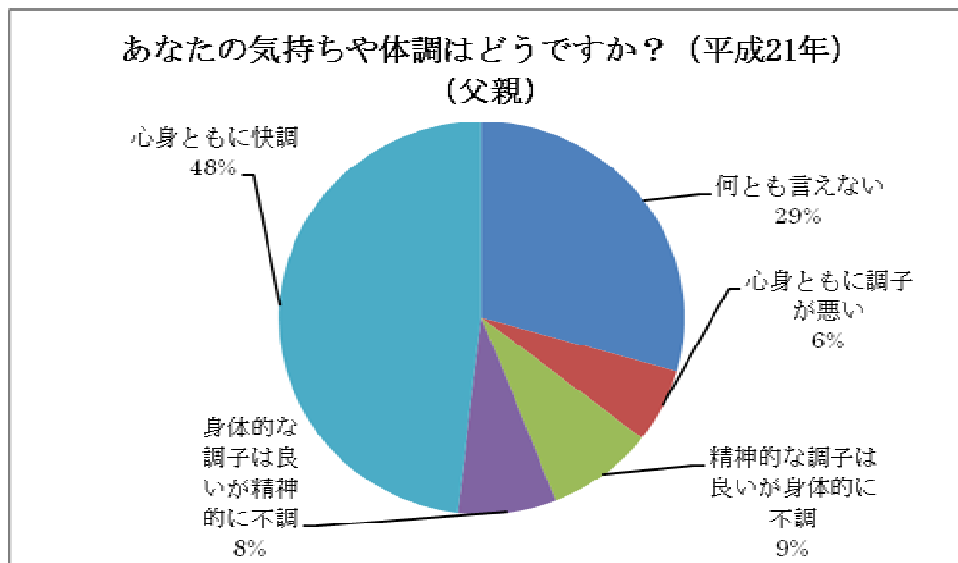
乳幼児相談の実施や母親の仲間づくりを進めるための子育て支援として「子育て支援センター」を町内に2箇所開設し、一定の成果をあげていますが、働きながら子育てをしている母親の相談等支援をする場の検討が必要と考えられます。

## 父親の育児状況

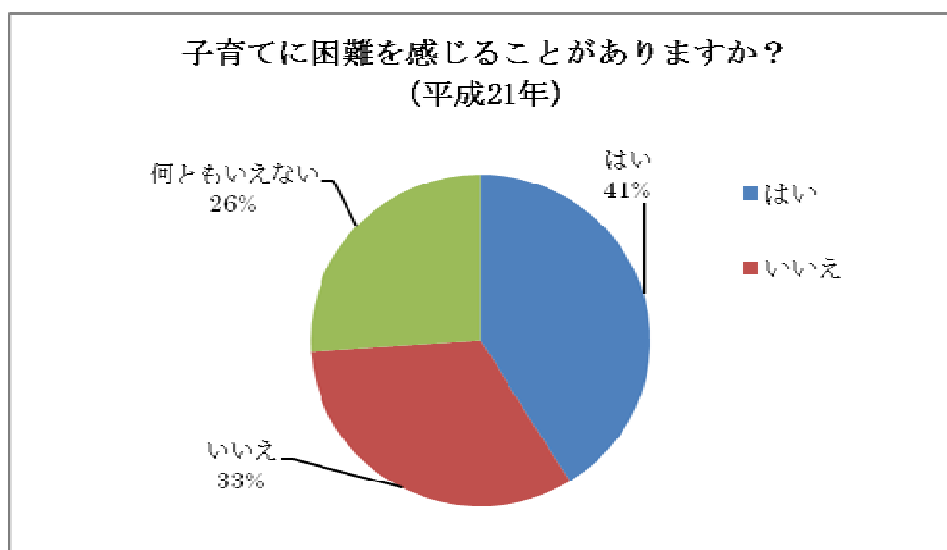


次世代アンケートより

## 父母の心身状況

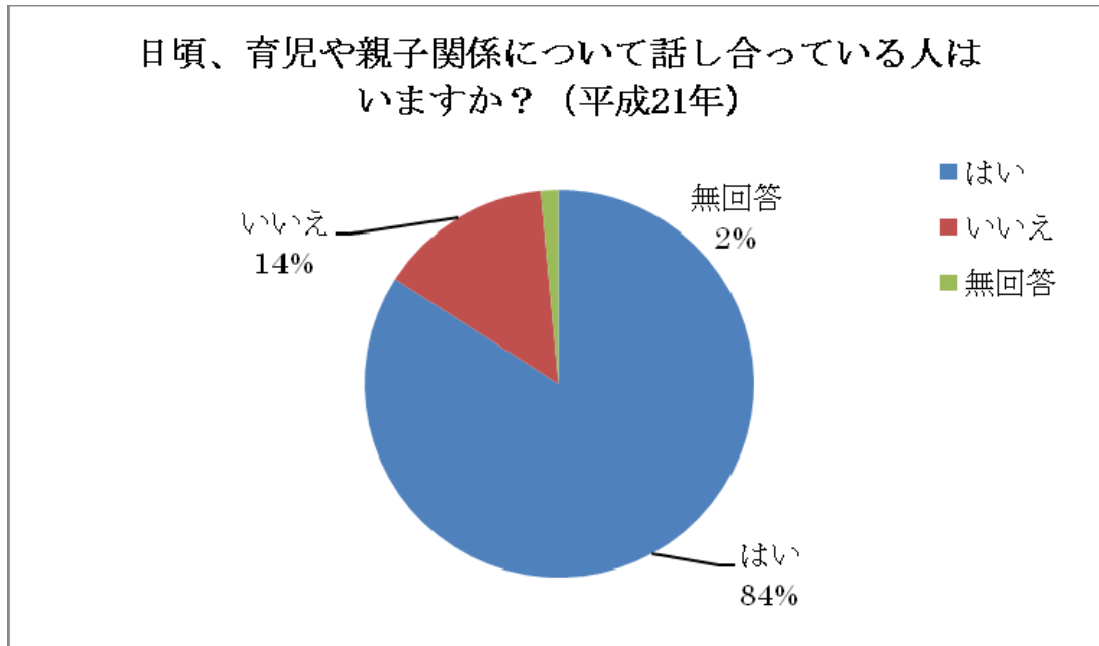


## 育児の困難感



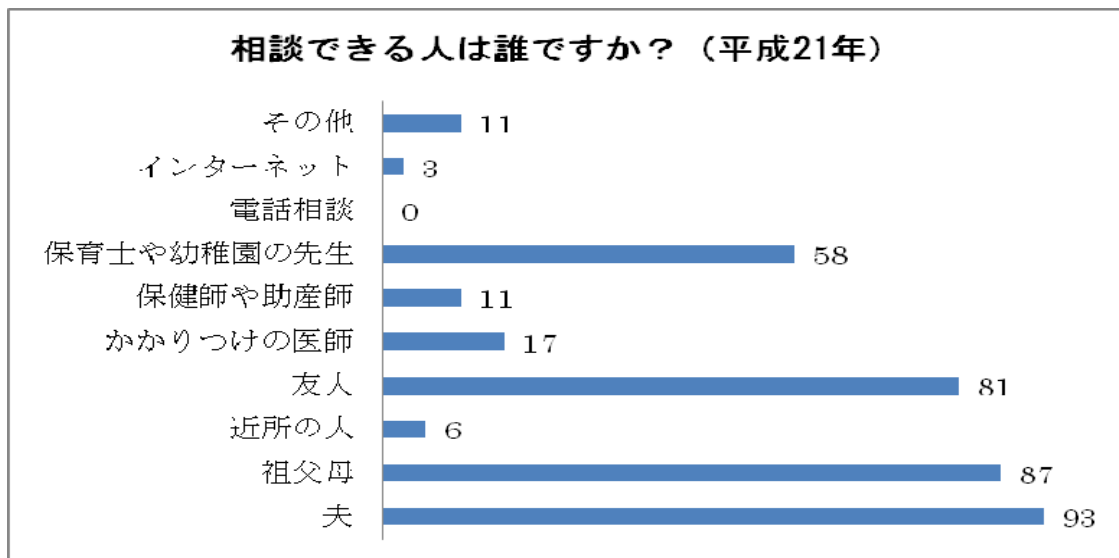
次世代アンケートより

## 育児等について相談



次世代アンケートより

## 相談者について



次世代アンケートより

福祉施設については、私立保育所 1 カ所、町立保育所 4 カ所、町立児童館 1 カ所を開設しており、各施設では、延長保育・一時保育・乳児保育・学童保育を行っていますが、今後は、保護者のニーズをしっかりと受け止め、保育所のあり方について検討していく必要があります。そして、母子の子育て支援・就労女性の負担軽減と社会進出を支援する必要があります。

障害児対策としては、障害児保育や障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見・治療を図るため妊婦及び乳幼児に対する健康診査を実施し一定の成果をあげています。

教育機関については、町内に小学校 7 カ所、中学校 3 カ所が設置されており、学校間の子どもの交流や異年齢の子どもの交流も行われ、社会教育では地区の子ども会やスポーツ少年団の活動が町民等のボランティアの指導により活発となっています。また、各種スポーツ教室の開設によるふれあいや、公民館事業の中での、交流事業なども各地区で行われています。中学校では、町内の事業所において実際の仕事に従事する職場の体験活動を通して、地域、企業の方々と子ども達との交流を深めています。

急激に変化する国際社会の中で社会の変化に対応し、生涯にわたって自ら学ぶ意欲と自己形成につとめ、自立心にあふれた健康でたくましい人間の育成が求められるようになりました。そのためには、家庭教育、学校教育、社会教育それぞれがその使命を果たすとともに、連携により一層の充実を図ることが重要です。学校教育の重要性の再認識、公民館、図書館、体育館等の社会教育施設及び教育機能の充実を図り、施策を進めていくことが重要な状況にあります。

#### 児童関連施設の状況

施設数（人数）

施設	津和野	木部	畑迫	日原	青原	須川	左鐙	合計
児童館	1 ( 8 )	0	0	0	0	0	0	1 ( 8 )
保育所	1 ( 72 )	1 ( 15 )	1 ( 12 )	1 ( 40 )	1 ( 25 )	0	0	5 ( 164 )
小学校	1 ( 148 )	1 ( 21 )	1 ( 3 )	1 ( 119 )	1 ( 41 )	1 ( 7 )	1 ( 8 )	7 ( 347 )
中学校	1 ( 96 )	1 ( 12 )	0	0	1 ( 96 )	0	0	2 ( 204 )

平成 21 年 5 月 現在

保育所入所の状況

(人)

	H17	H18	H19	H20	H21
定員合計	250	250	250	250	250
児童数計	237	225	217	201	189

平成 21 年 10 月 現在

児童館入所の状況

	H17	H18	H19	H20	H21
定員合計	30	30	30	30	30
児童数計	16	7	7	11	8

平成 21 年 現在

子育て支援サービスの状況

事業名	津和野 幼花園	木部 保育園	畑迫 保育園	日原 保育園	青原 保育園	直地 児童館
延長保育	×					
一時保育						
乳児保育						
学童保育	×			×		
障害児保育						
休日保育	×	×	×	×	×	×
夜間保育	×	×	×	×	×	×
病後児保育	×	×	×	×	×	×
育児相談						
地域開放						
園庭開放						

平成 21 年 現在

子育て支援センターは、保育園内を利用し 2 箇所開設  
放課後児童クラブは、小学校空き教室を利用し 2 箇所開設



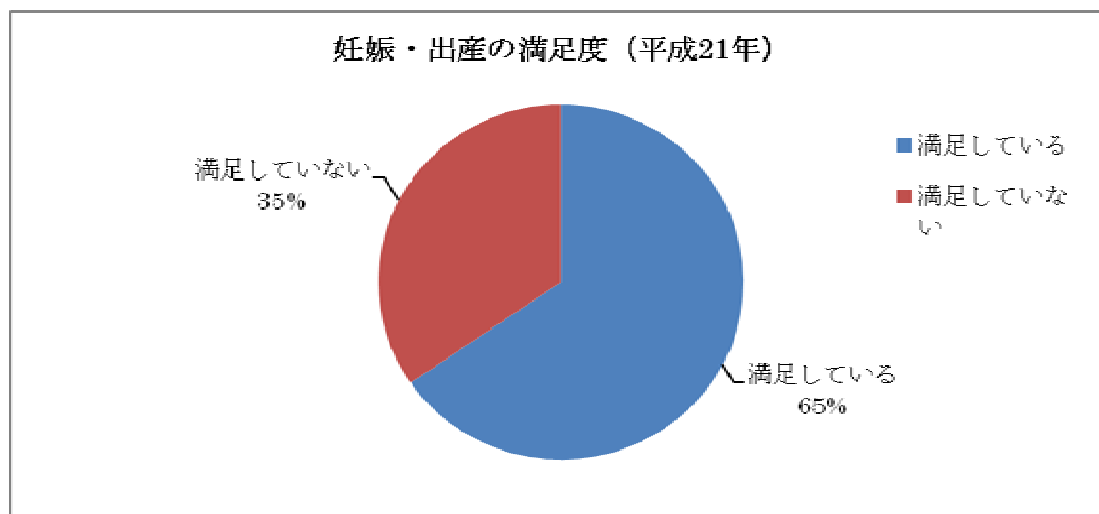
## 前期計画の達成状況

指標		平成 17 年 数値	目標数値	平成 21 年 数値		
安心して子育てでできる体制・基盤づくり	虐待していると思う母親の割合	(%)	32.2	減少へ	13.5	減少
	子どもとよく遊ぶ父親の割合	(%)	48.7	増加へ	69.1	増加
	虐待していると思う父親の割合	(%)	10.2	減少へ	1.6	減少
	子育ての相談相手のいる母親	(%)	94.9	100	84.1	減少
	心身ともに快調な母親	(%)	56.8	100	45.9	減少
	心身ともに快調な父親	(%)	62.7	100	48.2	減少
	いつも近所の人と挨拶をかわしている割合	(%)	70.3	100	74.2	増加
	かかりつけの小児科のある割合	(%)	78.0	100	75.0	減少
生活・環境基盤の整備	家の近くに子どもの遊び場がある割合	(%)	57.6	増加へ	31.3	減少
	風呂場のドアを乳幼児が開けない工夫	(%)	89.8	100	17.6	減少
	浴槽に水をためたままにしない注意	(%)	43.2	100	58.8	増加
	たばこや灰皿を手の届かない所へ置く	(%)	20.3	100	82.4	増加
	薬品・化粧品・洗剤の置き場所注意	(%)	29.7	100	64.0	増加
	ピーナツ、あめ等を手の届かない所へ置く	(%)	43.2	100	72.1	増加
	家や車に置き去りにしておくことがある	(%)	56.8	0	9.6	減少
	チャイルドシートを必ずしている	(%)	64.4	100	77.2	増加
	乳幼児に仰向け寝をさせている親	(%)	59.3	100	88.5	増加

		子どもの前でたばこを控える親	(%)	40.7	100	37.7	減少
		忙しい時などビデオ等を見せておくことがよくある割合	(%)	37.3	0	71.3	増加
安心して出産できる環境づくり	妊婦・出産期	妊娠の届け出(11週以内)	(%)	68.8	増加へ	80.7	増加
		妊娠、出産の満足度	(%)	59.3	増加へ	65.4	増加
		妊娠中の喫煙(ありの割合)	(%)	1	0	0	減少
		母子保健管理カードの周知度	(%)	5.1	増加へ	30.8	増加
	乳幼児期	生後4か月の母乳育児	(%)	22.9	現状維持	50.0	増加
		乳児健診の受診率	(%)	86.7	100	100.0	増加
		1歳6ヶ月健診の受診率	(%)	91.9	100	96.4	増加
		3歳児健診の受診率	(%)	77.1	100	93.6	増加
		乳幼児健診の満足度	(%)	44.9	100	64.7	増加
		1人平均むし歯数(1歳6ヶ月児)	(%)	0.47	0	0	減少
		1人平均むし歯数(3歳児)	(%)	1.93	1.5	0.5	減少
		1歳6ヶ月児のむし歯有病率	(%)	11.8	0	0	減少
		3歳児のむし歯有病率	(%)	44.4	35	18.2	減少
		はみがき習慣のある子(毎日)	(%)	79.7	100	81.6	増加
		朝食の欠食のない子	(%)	85.6	100	89.7	増加
		毎日野菜を食べる子	(%)	23.7	100	17.6	減少

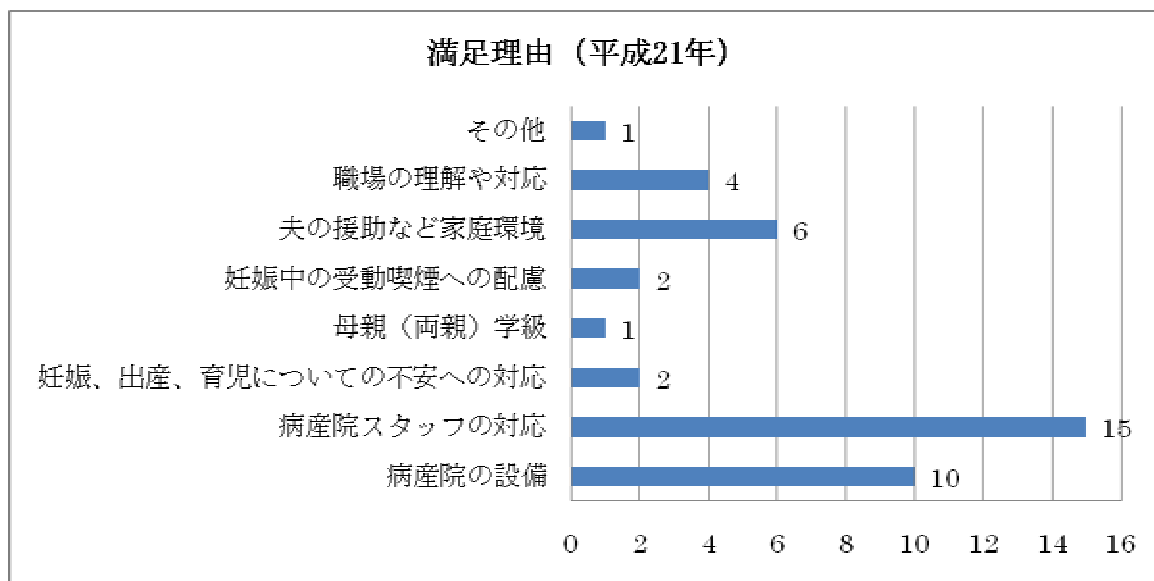
	間食の時間が決まっている子	(%)	66.9	100	52.9	減少
	朝 7 時まで起きる子	(%)	21.2	100	平日:44.8 休日:15.9	増加
	夜 9 時まで寝る子	(%)	5.0	100	平日:13.4 休日:9.3	増加
学 童 期	朝食を毎日食べる子	(%)	94.2	100	98.6	増加
	排便のリズムのきちんとしている子(毎日)	(%)	男子:65.0 女子:52.6	男子:100 女子:100	69.1	増加
	よく食べるおやつベスト 3		スナック菓子 チョコ菓子 ガム	牛乳・乳製 品、果物な ど	アイスクリーム ヨーグルト チョコレート類	
	朝 7 時まで起きる子の割合	(%)	平日:96.6	参考数値	93.8	減少

## 妊娠・出産の満足度



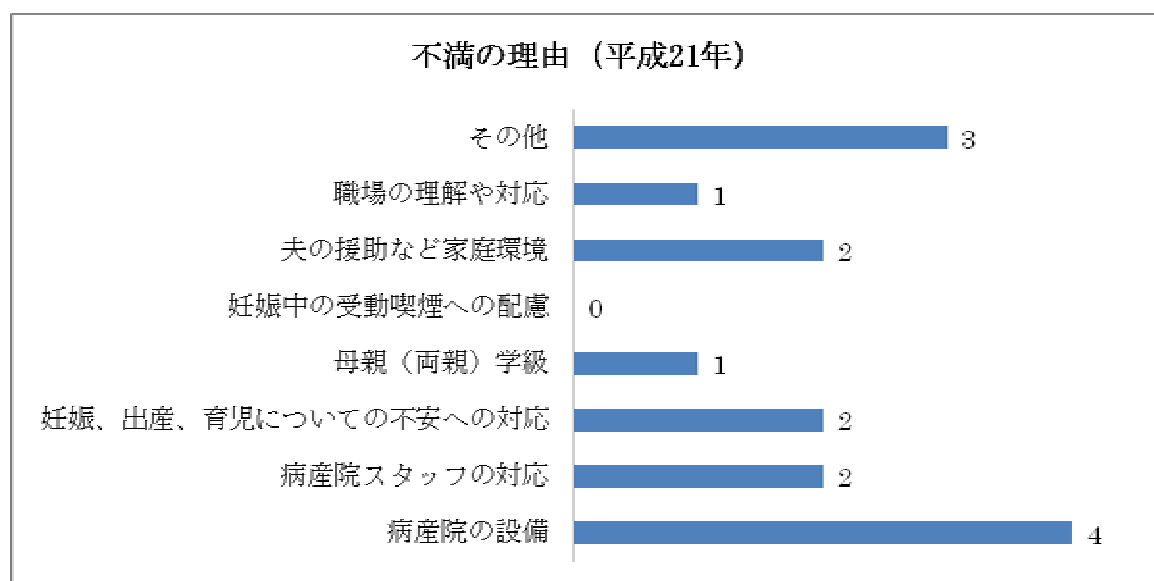
次世代アンケートより

## 妊娠・出産の満足理由



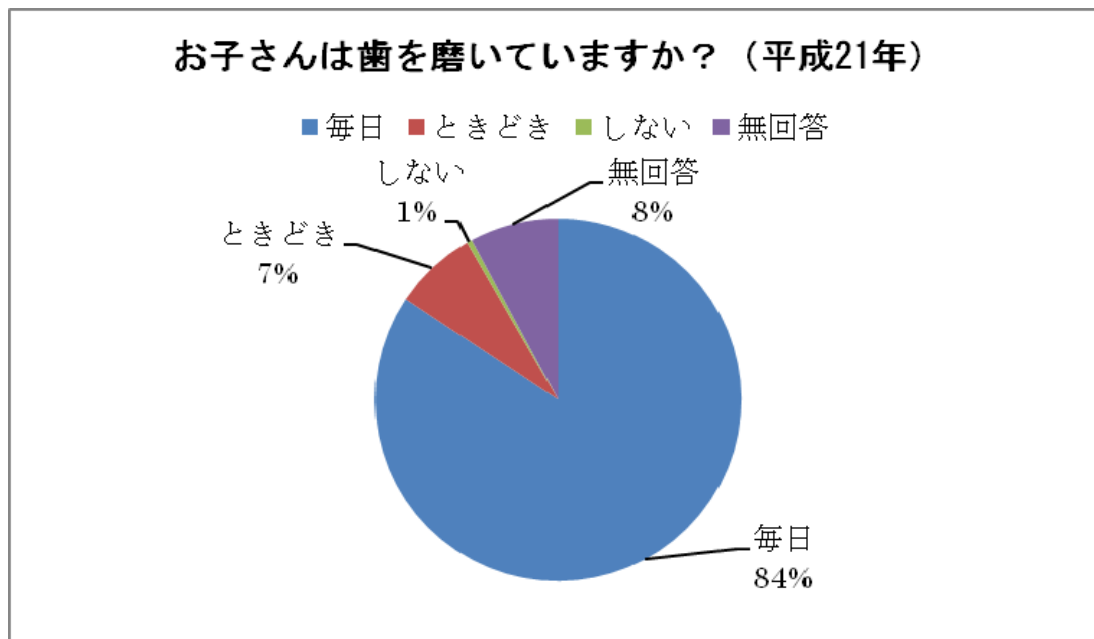
次世代アンケートより

## 妊娠・出産の不満理由

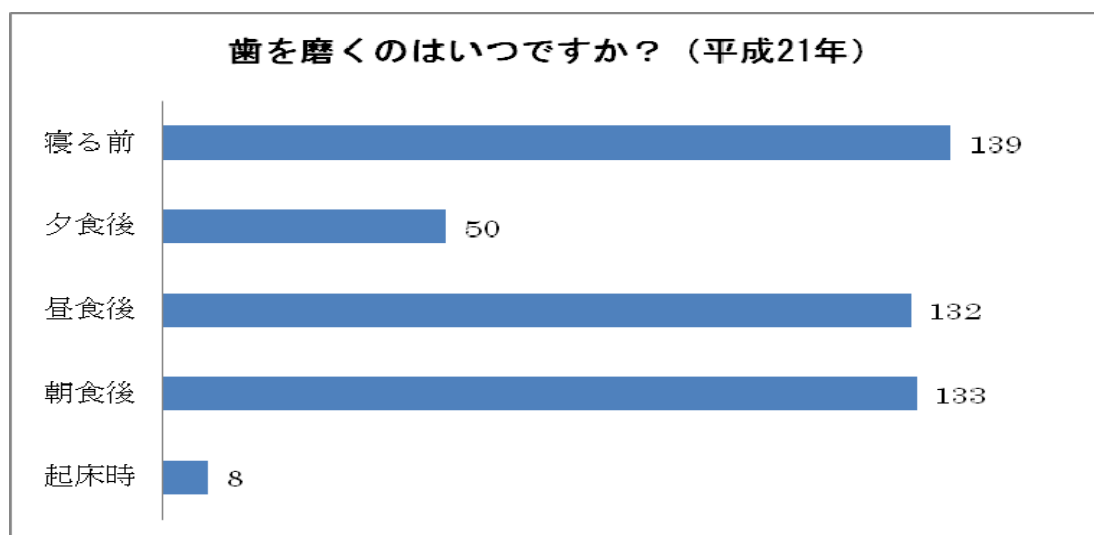


次世代アンケートより

## 歯磨き習慣



次世代アンケートより



次世代アンケートより

**【課題】**

子育てに関する支援について、家庭・学校・保育園・行政それぞれでなく、他の機関・地域と一緒にネットワークをつくり取り組んでいく必要がある。特別な支援を要する児、保護者に対しての継続したかかわりが必要である。母親は就労の有無にかかわらず家庭・仕事・育児の中で何らかの育児困難やストレスを感じており、多面的な支援が必要である。

地域の交流の場を活用し、地域ぐるみで子どもを育てる環境を作っていく必要がある。

子ども達の健やかな発達を促すため、外遊びの推進と共に安心して遊べる場の整備が必要である。

地域の資源をいかし、津和野に生まれ育ったことに誇りをもてる取り組みが必要である。

## 第3章 計画の展開と取り組み

核家族化の進行と女性の就労等の社会進出により、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきました。近所に子どもがいない、子育ての相談役がいない等子育ての不安や悩み、子育てや生活全般に関する情報・相談の不足などが懸念されます。次世代育成支援対策法の理念にあるように、「父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有する」のは当然のことですが、子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、社会全体で支援することが求められています。

このため「子育て家庭に対する支援の充実」、「親子の健康づくり」、「支援が必要な親子への対応の推進」、「仕事と子育ての両立と意識啓発」、「次代を健やかに育む地域環境づくり」、「子どもが安心して遊び、生活できる環境の整備」について、ライフステージに応じたきめ細かい施策を保健・医療・福祉・教育・地域との連携の下に推進します。

### ・安心して子育てできる体制・基盤づくり

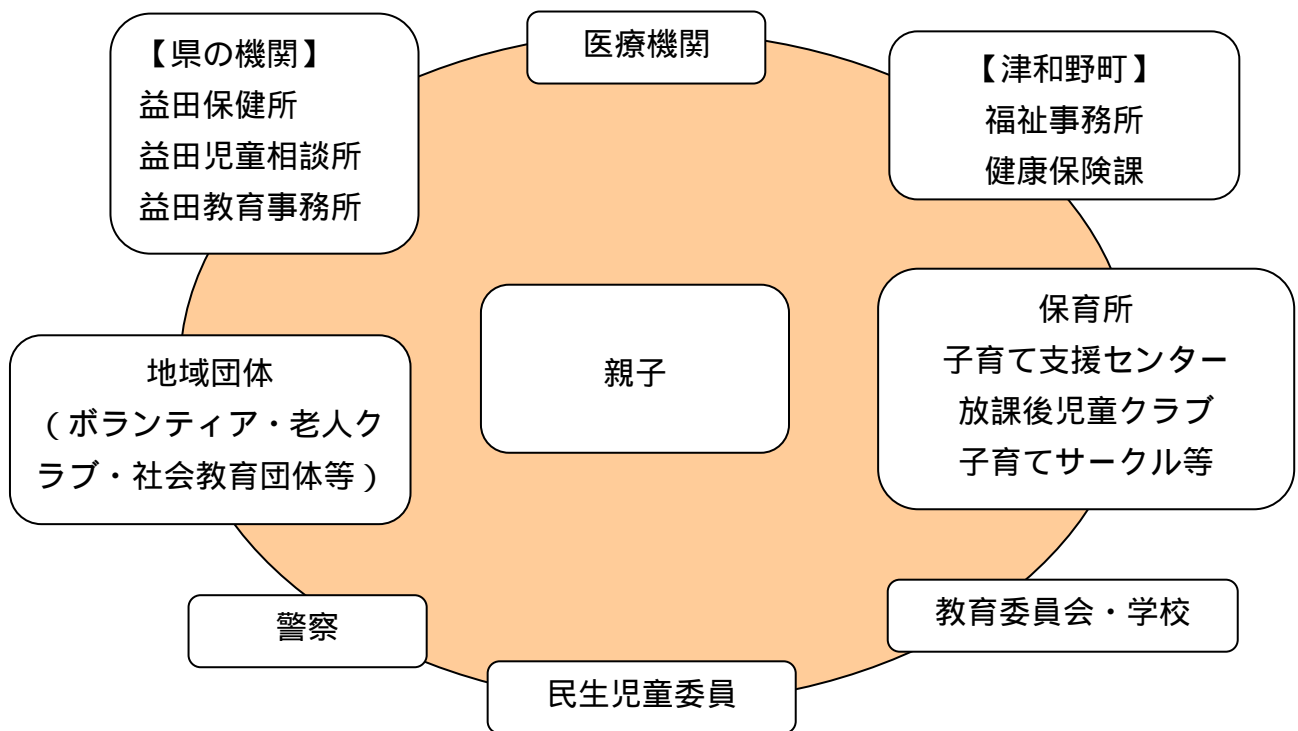
#### 1. 子育てネットワークづくりの構築

##### (1) 子育てをみんなで支える地域づくりの推進

次代の社会を担う子どもを育成することは、家庭のみならず、地域、社会が一体となり、社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支援していくことが必要です。次世代育成の視点で情報発信等を行い、関係機関と連携を図りながら町民のニーズにそった支援・推進体制を整備し、町民と一体となって「子育て中の親と子が喜びを感じられる環境を創設すること」を目標に事業展開を図ります。

また、要保護児童等を早期に発見し、その適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため「要保護児童対策地域協議会」と関係機関の連携を充実させ、家庭への支援等発生予防に取り組みます。

## 子育て機関のネットワーク



### (2) 子育て支援サービスの充実

子育て家庭のニーズにそった支援・推進体制を整備し、町民と一体となって「子育て中の親と子が喜びを感じられる環境を創設すること」を目標に事業展開を図ります。

特別な支援を要する児の保育及び教育を実施する場合は、家庭・保育園・学校・行政等が情報提供しながら子どもの発達、家庭の支援を行っていきます。

### (3) 子育ての自主グループの育成

育児不安の軽減や子育てを介した仲間づくりを推進するため、情報提供及び活動の充実のための支援の充実に努めます。そしてグループの育成を進めながら自主的活動の発展を支援していきます。

新たなサークルづくりについて要望があれば津和野子育て支援センターにおいて育成を支援します。

### (4) 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

特別な支援を要する子どもの保育及び教育については、家庭・保育園・学校・行政等が相互に情報提供しながら、子どもの発達及び家庭の支援を行っていきます。



## 取り組み

	施策・事業等	事業内容
1	1-(1) 関係機関との連携強化	妊娠から出産、乳幼児期、思春期まで一貫した安全・健康管理を推進するための、益田保健所・児童相談所・学校保健・保育所・民生児童委員・教育委員会・健康保険課・福祉事務所・医療機関などの連携・強化を図ります。
2	1-(1) 要保護児童対策地域協議会の設置	「要保護児童対策地域協議会」を核とし関係機関の連携を強化し、要保護児童等を早期に発見し、その適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ります。
3	1-(2) 子育て支援サービスの充実	保育所や児童館、子育て支援センター、地域が一体となって子育て家庭のニーズにそった支援・推進体制を整備します。
4	1-(3) 子育てグループの支援	育児の情報交換や子育ての相互協力の場となる子育てグループの育成を支援し、自主的活動の発展を推進します。また、新たなグループづくりについて要望があれば育成を支援します。
5	1-(4) 特別な支援を要する子どもと家庭の支援	家庭・保育園・学校・行政等が相互に情報提供しながら子どもの発達及び家庭の支援を行います。

## 2. 子育てに関する相談・支援の充実

### (1) 相談支援の充実

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなり、子育ての相談役がない等子育ての不安や悩み、子育てや生活全般に関する情報・相談の場が必要です。子育てや子ども自身の悩み、不安等について個々の家庭の状況や子どもの成長段階など、多様なニーズに応じ、身近で利用しやすい相談体制の整備に努めます。そして、相談窓口の体制づくりと、広報等による啓蒙啓発活動を行います。

また、関係機関がどのような取り組みを行っているか共通の認識がもてるよう、情報交換に努め、より効率的な事業運営ができるよう働きかけます。

## (2) 保育所の機能充実

女性の社会進出が高まり、子育てと就労を両立する家庭が増加する一方、町内においても核家族の進行等祖父母による子育ての支援ができない家庭も増えています。保護者のニーズをしっかりと受け止め、安心して子育てと就労の両立をできるよう、サービスの充実に努め、安心、安全な保育を目指します。

また、保育所等の地域開放により、世代間交流の促進支援、地域保育資源や子育て情報提供等について充実させます。

## (3) 子育て支援センターの機能充実

子育て支援センターにおいて、個々の家庭の状況や子どもの成長段階など、多様なニーズに応じ、身近で利用しやすい相談体制と、子育てサークルの育成支援、親同士の交流の場、地域の世代間交流への促進支援、地域保育資源や子育て情報提供等について充実を図ります。

また、働きながら子育てをする母親の育児相談等の場づくりを検討します。

## (4) 放課後児童の健全育成の充実

保護者の就労等により昼間家庭に居ない家庭の児童について、利用者のニーズや実情のもと、放課後や休業日の児童に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を支援します。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図り、地域の世代間交流を図ります。

## 取り組み

	施策・事業等	事業内容
6	2-(1) 相談窓口の整備と啓蒙活動	子育てや子ども自身の悩み、不安等について相談窓口の整備し、民生児童委員・教育委員・保健師・保育士等の連携を図りながら、子育てや子ども自身の悩み、不安等について相談窓口の体制をつくり、広報等による啓蒙啓発活動を行います。
7	2-(2) 通常保育事業の充実	保育所における保育の質を向上する取り組みを推進します。
8	2-(2) 延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化に対応し、保育に欠ける乳幼児の保育を実施します。
9	2-(2) 一時預かり事業の実施	保護者が病気や家族の介護等の理由により、一時的・緊急的に幼児を保育できなくなった場合、保育所において支援します。

10	2-(2) 安全委員会の設置	安全委員会を設置し、事故等予防対策に取り組みます。
11	2-(2) 保育所の開放と地域活動の充実	入園前の乳幼児及び保護者に保育所・児童館を開放し、親子の遊びの場と交流の場を確保し、地域住民との交流を図ります。
12	2-(3) 地域子育て拠点事業	日原保育園内、直地児童館内にそれぞれ常設のひろば型支援センターを開設し、子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を実施します。
13	2-(4) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者の就労等により昼間家庭に居ない家庭の児童について、つわのっこクラブ、日原ひまわりくらぶにおいて、利用者のニーズや実情のもと、放課後や休業日の児童に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を支援します。
14	2-(4) 学童保育事業	保護者の就労等により昼間家庭に居ない家庭の児童について、木部保育園、畑迫保育園、青原保育園、直地児童館において、利用者のニーズや実情のもと、放課後や休業日の児童に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を支援します。
15	2-(4) 放課後子ども教室の開 設	放課後子ども教室を開設し、児童の健全な育成を支援します。
16	2-(4) 放課後児童クラブと放 課後子ども教室の連携	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化し、地域との交流を推進します。

### 3. 経済的負担の軽減と雇用労働基盤確立への支援

#### (1) 安心して子育てできる経済的負担の軽減

子どもが生まれてから社会人になるまでに係る子育て費用が、親にとって大きな負担となっています。子育てに係る経費の負担を軽減するため、健診の公的負担や医療費の助成、各種手当についての適正化に努めます。

また、各種手当制度や津和野町育英資金・小藤育英資金貸付制度を PR していきます。

## (2) 安心して子育てできる雇用環境の整備とワークライフバランスの推進

子育てと就労の両立のためには、家庭はもちろん地域、雇用主の理解が必要不可欠です。

今もなお「家事・育児」を女性の役割とする固定観念が強く、これを払拭することはもとより、育児休業制度の定着、労働時間の短縮など、雇用環境の整備を関係機関と連携し推進します。

### 取り組み

	施策・事業等	事業内容
17	3-(1) 妊婦健診の経費の助成	母体の健康の保持や増進を図るための定期健診を公費負担とし経済的負担の軽減を図ります。
18	3-(1) 医療費の助成	乳幼児、小学生、中学生を対象に、医療費の助成を行い経済的負担の軽減を図ります。
19	3-(1) 各種手当て制度の充実と情報提供の推進	低所得者やひとり親家庭、国、県、町の連携の中で充実に努めます。また、必要な制度を適正に取得できるよう制度周知を充実させます。
20	3-(1) チャイルドシートの貸与	チャイルドシートを無料で貸与し経済的負担の軽減を図ります。
21	3-(1) 育英資金等貸付事業の推進	経済的負担の軽減を図るため、津和野町育英資金・小藤育英資金貸付制度をPRしていきます。
22	3-(2) ワークライフバランスの推進	国や県、事業主等と連携し、出産や育児休業制度等の周知と普及に努め、子育てと仕事の両立支援を推進します。
23	3-(2) 労働時間短縮等の推進	週40時間労働制へ早期移行を推進するため、関係機関と連携を図りながら啓発活動を推進します。

## 1. 子育て家庭への支援

### (1) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが安心して生活できる生活環境を確保し、健やかに成長するために、子どもと子育てに配慮した町づくりを進めます。

共施設においては、子ども連れに配慮した施設の整備・充実に努めます。

公営住宅については、住居スペースを考慮した新しい住宅も整備されていますが、今後建て替えを必要とする住宅については、子育て環境を考慮した整備を推進します。

### (2) 母子の健康の確保と推進

安心して子どもを生み、育てるためには、母子の健康確保が重要です。

母と子の健康の確保と推進を図るため婦人科・小児科の医療体制の充実に努めます。

## 2. 遊び環境の整備・確保

安心して野外で仲間と遊ぶことができにくい環境の中、自然環境豊かな津和野町での野外の遊びを支援し、地域活動団体等に対する情報提供などの活動支援機能の整備を図っていく必要があります。

町内は自然豊かな恵まれた環境の宝庫であり、恵まれた自然の中での遊びが可能です。自然豊かな高津川を生かした水辺の環境の保全に努め、子どもたちが自然と触れ合えるよう努めます。

また、子どもたちのより身近な遊び場を確保していくため、運動場や体育館などを開放し、地域ぐるみで取り組む遊び場確保の活動支援を図ります。

そして、乳児や幼児を連れて安心して遊べる場の確保に努め、充実に努めます。

### 3. 地域活動基盤の充実

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきました。地域全体で次代を担う子どもたちを健やかに育む意識を再構築する必要があります。そして、地域における子育て支援活動の充実と青少年が健やかに成長できる環境づくりに努めます。

地域の教育力を生かした子ども会やスポーツ少年団の自主的活動を促進するとともに、指導者の発掘や研修に対する地域一体となった支援体制の充実を図ります。

また、芸術文化や歴史スポーツなど多様な体験機会が充実するように推進します。

### 4. 定住対策の取り組み

人口の減少を食い止め、少子高齢化の進行を押さえるためには若者の定住対策が必要不可欠です。若者定住促進奨励金を支給し、U・Iターンの促進等定住対策を図ります。

#### 取り組み

	施策・事業等	事業内容
24	1-(1) 公共施設の整備推進	おむつ交換ができるトイレの整備等、子ども連れに配慮した施設の整備・充実を推進します。
25	1-(1) 公営住宅の整備	住居スペースを考慮した新しい住宅も整備されていますが、今後建て替えを必要とする住宅については、子育て環境を考慮した整備を推進します。
26	1-(1) 児童福祉施設の整備・修繕	保育所等の児童福祉施設について、安全確保に努めます。
27	1-(2) 医療体制の確保と充実	母と子の健康の確保と推進を図るため婦人科・小児科の医療体制の充実に努めます。
28	2 施設の遊具の整備と安全確保	公園の既存遊具の整備充実を図り、ふれあい交流の場となるよう努めます。
29	2 遊びの場・居場所の確保	公民館、図書館、体育館等既存の施設の有効利用や校庭、園庭等の開放等により、子どもの遊び場・居場所の確保に努めます。

30	3 地域教育活動の推進	地域の教育力を生かした子ども会やスポーツ少年団の自主的活動を促進するとともに、指導者の発掘や研修に対する地域一体となった支援体制の充実を図ります。
31	4 ふるさと就労奨励金	津和野町に家族を有する新規学卒者が定住する意思をもって就職した場合就労奨励金を支給します。
32	4 若者Uターン奨励金	15歳以上40歳以下の津和野町出身者が、定住する意思をもって転入した場合Uターン奨励金を支給します。
33	4 若者転入奨励金	15歳以上40歳以下の津和野町出身以外の者が、定住する意思をもって転入した場合Uターン奨励金を支給します。
34	4 鯉・祝い金	15歳以上40歳以下の方で、定住の意思をもって結婚のため転入した場合又は町内在住者同士が結婚した場合祝い金を支給します。
35	4 出産祝い金	第3子以降の子を出産した場合祝い金を支給します。

## ・ 安心して出産できる環境づくり（妊婦・出産期）

### 1. 親と子どもの健康の確保と増進

#### （1）妊婦の健康確保の推進

安心して子どもを生み、育てるためには、母子の健康確保が重要です。

保健、医療、福祉との連携のもと、母と子の健康の確保と増進を図る母子保健等の推進をはじめ、保健医療体制の充実を推進します。

#### （2）新生児の健康確保の推進

乳児の健康、成長・発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図るため、乳児いる全家庭を訪問し健康確保の支援をします。

## 2. 父性・母性の意識向上と心の健康づくり

子育てに魅力や喜び、楽しみを感じることができるよう、父親・母親が気軽に参加し、お互いの育児体験や育児情報の交換や相談できる体制づくりを推進します。

### 取り組み

	施策・事業等	事業内容
36	1-(1) 母子手帳の交付	妊娠 11 週までに母子手帳を交付する割合を増やし、妊婦健康診査の定期受診を推進します。
37	1-(1) 妊婦健診の経費の助成	妊娠高血圧症候群や妊娠又は出産に支障をきたす異常等を早期に発見し、適切な処置等を早期に対応し安全な分娩と健康な乳児の出生ができるよう、母体の健康の保持や増進を図るため定期健診を公費負担とし健診を促進します。
38	1-(1) 妊婦教室の開催	妊娠期の母親の健康及び胎児の健やかな発達を支援し、健康で安心して出産できるよう保健指導を行います。
39	1-(1) 妊産婦訪問指導	妊娠期の母親の健康及び胎児の健やかな発達を支援し、健康で安心して出産できるよう保健指導を行います。
40	1-(1) 不妊治療に対する情報提供	医療機関や助成制度に関する情報提供などの支援を実施します。
41	1-(2) 妊産婦訪問指導	出産後の母親の健康及び新生児の健やかな発達を支援し、健康で安心して出産できるよう保健指導を行います。
42	1-(2) こんにちは赤ちゃん事業の実施	4 ヶ月未満の乳児いる全家庭を訪問し、乳児の健康、成長・発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。
43	2 妊婦教室の開催	妊娠期の母親及び父親参加を推進し、妊婦の健康状態や出産についての意識向上を図ります。



## ・安心して子育てのできる環境づくり（乳幼児期）

### 1. 乳幼児の健康確保と増進

#### （1）健康な生活習慣の推進

母と子の健康の確保と推進を図るための相談・保健指導の充実と体制づくりを行い定期健診の状況や育児相談の内容により、必要に応じて関係機関（保健所・児童相談所等）を紹介し、連携を図りながら支援に取り組みます。

また、発達に特別な支援を要する乳幼児に対し、日常生活の助言指導または早期療育への紹介を行います。

家庭における子どもの事故防止について、指導します。

#### （2）感染症対策の推進

乳幼児期における予防接種を適切な時期に予防接種が受けられるよう体制づくりを進めます。そして、予防接種について啓発を図り、接種率の向上を目指します。

また、感染症サーベランス情報をもとに、医療機関・学校・保育所・家庭と連携を図りながら、集団発生の防止に努めます。

#### （3）歯の健康

在宅児、保育所園児の虫歯予防・対策のため、保健指導の充実・強化を図ります。

#### （4）食育の推進

「食」を通じて豊かな人間性や家族のきずなが形成され、心身の健全な育成につながるよう「食育」に関する理解を促進し、その普及に努め、健康な育ちを推進します。

### 2. 父性・母性の意識の向上と心の健康づくり

子育てに魅力や喜び、楽しみを感じることができるよう、父親・母親が気軽に参加し、お互いの育児体験や育児情報の交換や相談できる体制づくりを家庭・地域・保育所が連携して推進します。

## 取り組み

	施策・事業等	事業内容
44	1-(1)(3) 乳児健診の充実	乳児健診を実施し、成長・発達の確認及び異常等の早期発見に努め、異常等が見つかった場合は医療機関の紹介を実施します。また、歯の健康についての指導を実施します。
45	1-(1)(3) 1歳6ヶ月健診の実施	成長・発達の確認と異常等の早期発見と医療機関の紹介を実施します。また、虫歯予防対策のため、ブラッシングや仕上げ磨きの指導を実施します。また、家庭における子どもの事故防止について、指導します。
46	1-(1)(3) 2歳児健診の実施	成長・発達の確認と異常等の早期発見と医療機関の紹介を実施します。また、虫歯予防対策のため、ブラッシングや仕上げ磨きの指導を実施します。また、家庭における子どもの事故防止について、指導します。
47	1-(1)(3) 3歳児健診の実施	成長・発達の確認と異常等の早期発見と医療機関の紹介を実施します。また、虫歯予防対策のため、ブラッシングや仕上げ磨きの指導を実施します。また、家庭における子どもの事故防止について、指導します。
48	1-(1) 育児相談事業	乳幼児の成長・発達を確認し、保護者の育児不安等継続的に支援します。
49	1-(1) 養育支援訪問事業	特に支援の必要な家庭を訪問し、家事支援等を実施し適切な養育実施を確保します。
50	1-(1) 乳幼児発達クリニックの実施	発達に特別な支援を要する乳幼児に対し、日常生活の助言指導または早期療育への紹介を行います。
51	1-(2) 予防接種の推進	予防接種の意義・必要性等の情報提供を推進します。
42	1-(3) 歯の健康管理の推進	保育所園児の虫歯予防対策のため歯科検診の実施、ブラッシング指導、仕上げ磨き、フッ素塗布に取り組みます。
53	1-(4) 食育の推進	保育園と食生活推進協議会との連携により、田植えや稲刈り等の農業体験やクッキング等を通し、食への関心を図ります。
54	1-(4)・2 親子クッキングの実施	親子でクッキングを通し、食の大切さと家族のきずなづくりを推進します。

55	2 父性・母性の意識の向上	保育所や児童館、子育て支援センターにおいて父親・母親が気軽に参加し、お互いの育児体験や育児情報の交換や相談できる体制づくりを家庭・地域・保育所が連携して推進します。
56	2 ふれあいの場事業	地域のお年より等と交流の場を設け、世帯間交流の推進を図りながら子育てに魅力や喜び、楽しみを感じることができるよう、父親・母親・地域・保育所が連携して推進します。

## ・安心して子育てのできる環境づくり（学童・思春期）

### 1. 学童・思春期の健康の確保と増進

#### （1）健康な生活習慣の推進

生活リズムが不規則になりがちで、偏食や欠食や間食など食生活の乱れが起こりやすくなる時期であり、若年期からの生活習慣病（貧血、脂質異常症、肥満等）の予防対策を行います。「食」について正しい知識の習得と生活習慣の見直しを行い、生活改善を図る対策を講じます。

思春期における保健指導は学校保健が中軸ですが、青少年健全育成を図るため、学校保健と母子保健の連携を進めます。

#### （2）感染症対策の徹底

定期予防接種を、適切な時期に予防接種が受けられるよう体制づくりと啓発をすすめ、接種率の向上を目指します。

また、感染症サーベランス情報をもとに、医療機関・学校・保育所・家庭と連携を図りながら、集団発生の防止に努めます。

#### （3）学童期・思春期の歯の健康管理

学童期は乳歯から永久歯への生えかわりの時期であり、永久歯のむし歯が多発しやすい年代です。定期的歯科健診の実施、子どもへの歯科保健教育を通じて子ども自らがむし歯予防に取り組むよう保健指導の充実を図ります。

#### (4) 食育の推進

「からだ」と「こころ」を育てるという視点をもちながら、「食育」について関心を高め、具体的取り組みを進めます。

## 2. 放課後児童の安全の確保とこころの健康づくり

保護者等が家庭にいない児童の安全と、健全な遊び・教育・生活の場を提供するため放課後児童クラブや学童保育の充実に努めます。

また、公民館と連携しながら放課後子ども教室の充実に推進や、家庭、地域、学校が連携を図りながら、学び合い、「学び」を生活に生かせる体制づくりを行います。

### 取り組み

	施策・事業等	事業内容
57	1-(1) 学校健診の実施	年2回学校健診を実施し健康状態を把握し、生活習慣の見直しを実施します。
58	1-(2) 予防接種の推進	予防接種の意義・必要性等の情報提供を推進します。
59	1-(3) 歯の健康管理の推進	虫歯予防対策のため歯科検診の実施、ブラッシング指導等に取り組みます。
60	1-(4) 食育の推進	学校と食生活改善推進協議会との連携により食育の推進を図ります。また、学校栄養士による「食」の授業や給食便り等を通して食育の推進を図ります。
61	2 放課後児童クラブの開設	放課後や休業日の児童に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を支援します。
62	2 学童保育事業	放課後児童クラブのない校区においては、保育所において放課後や休業日の児童に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を支援します。
63	2 放課後子ども教室の開設	公民館と連携し、放課後子ども教室を開設して児童の健全な育成を支援します。
64	2 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化し、地域との交流を推進します。

65	2 青少年育成事業の推進	青少年健全育成地域活動への支援と啓発活動、事業の推進を図ります。
66	2 スポーツ少年団等の育成・支援	子どもたちの体力向上を図ると同時に、スポーツを通じて交流をし社会的ルールを学ぶよう積極的に支援します。
67	2 校庭・体育館の開放	町内の各小中学校の体育館や校庭を解放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。
68	2 図書館の充実と利用の促進	児童図書購入の充実と、図書館の利用と図書館活動への積極的参加の促進し情操教育の推進を図ります。
69	2 本の読み聞かせの推進	絵本の読み聞かせにより、世帯間交流と情操教育の推進を図ります。
70	2 通学合宿の実施	通学合宿による生活体験や人間関係体験を通して、子ども達の社会性や自立して生活する力を養います。そして、「地域ぐるみの子育て」を目指します。
71	2 スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、相談等支援に努めます。

## 第4章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、国や県等の関係機関との連携を図ると共に、地域や関係団体の協力が必要不可欠です。そのため、計画を広く周知し、めざすべき方向等について理解を深め、行政と住民がそれぞれの役割を担いながら、一体となって展開されなければなりません。

そして、子どもを育てる家庭が安心して生活し、必要とするサービスが適切に提供されることが求められます。

そのためには、基本理念に基づき、子育て・子育てを総合的に支えるよう事業が展開されているか、以下の視点で必要な見直しを行います。そして、基本理念である「健康で心豊かな子育てをめざして 津和野に生まれ育ったことに誇りがもてる町に」をめざします。

1. 子育て家庭に対する支援の充実
2. 親子の健康づくり
3. 支援が必要な親子への対応の推進
4. 仕事と子育ての両立と意識啓発
5. 次代を健やかに育む地域環境づくり
6. 子どもが安心して遊び、生活できる環境の整備

### 【基本理念】

= 健康で心豊かな子育てをめざして =

「津和野に生まれ育ったことに誇りがもてる町に」

實 業